

学校子どものいじめ防止基本方針

東海市立緑陽小学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) いじめの定義 いじめ防止対策推進法第2条（以下（法）と省略）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめが解消している状態とは、①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月が目安）継続している、②被害者が心身の苦痛を受けていない（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する）、という二つの要件が満たされていることを指す。

(2) いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む必要がある。

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査した上でいじめに当たるか否かを判断する。

(3) 学校は、教育活動全体を通じ、児童の豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度、心の通う人間関係を構築する能力を養う。

いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。

(4) 教職員は、児童が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っていく。そして、全ての児童が安心でき、自己肯定感や自己有用感を感じられる学校生活づくりをする。

あわせて、児童が自ら考え、選択し、行動する力「自己指導能力」を育成し、いじめ未然防止に努める。

(5) 児童同士で発言を肯定的に伝え合う「傾聴と受容」の姿勢を育成し、安心・安全に生活できる学校づくりをする。教職員は、児童の声を尊重し、共感的な関わりをもつことを意識して、日常的に賞賛や丁寧な声かけを心がける。

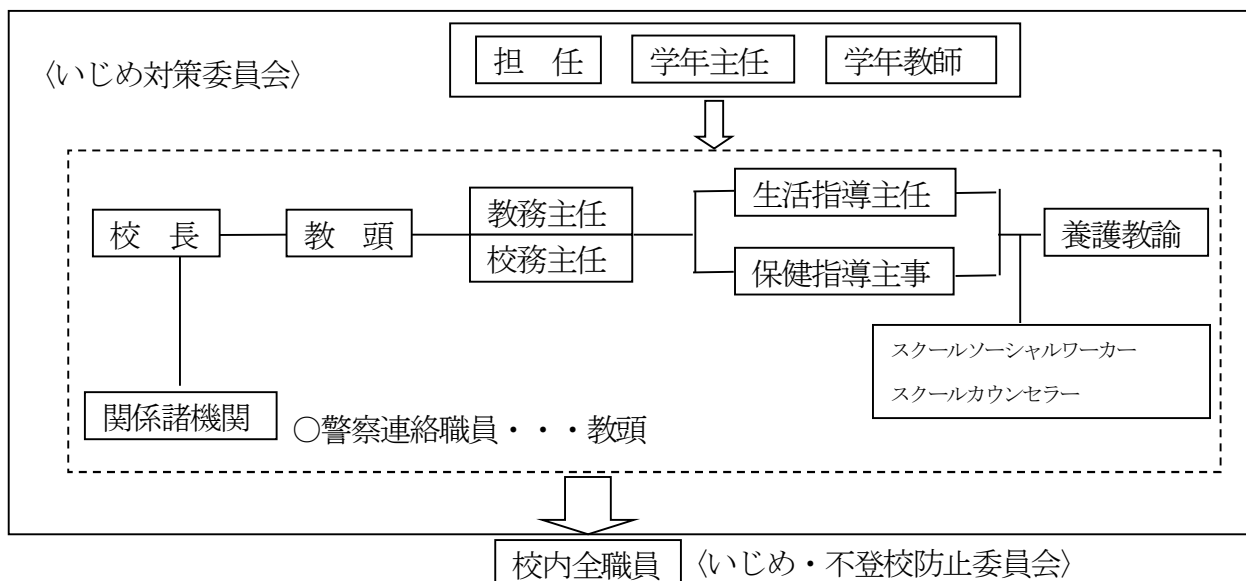
2 組織と役割

「いじめ対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは法第23条第1項に違反し得ることから、教職員間での情報共有を徹底する。

学校は、いじめ防止の取組内容を基本方針やホームページなどで公開することに加え、児童生徒や保護者に対して年度当初や入学時に必ず説明する。

(1) いじめ対策組織



(2) いじめ対策組織の役割

いじめをしない、させない人間関係づくりを行う「発達支持的生徒指導」や「課題予防的生徒指導」を大切にし、いじめ未然防止に努める。いじめ兆候が感じられた場合、情報を組織で共有し、初期段階で対応していく。

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートや取組評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・心のアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。いじめの兆候や、心のアンケートや教育相談から把握をした情報は、学年で情報を整理し、週1回の情報交換会で全職員に共有する。

ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、ホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、教職員からの賞賛や日常的な声かけ、児童同士の傾聴と受容の姿勢を育てることを通して、自己肯定感や自己有用感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、児童が自ら課題を発見し、解決に向けて主体的に行動できる自己指導能力の育成を重視し、よりよい人間関係を築く力や自己決定能力を育む。
- エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の育成を図る。
- オ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- カ 近隣小中学校の生徒会、児童会と連携し、児童会が中心となって、いじめ防止に関する啓発活動を児童主体で企画・実施する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 「心のアンケート」や教育相談を定期的実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーや外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、青少年育成センター等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

○いじめ重大事態の定義

- ・ いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合（法第 28 条第 1 項第 1 号）
- ・ いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（同第 2 号）

前者は、「生命・心身・財産重大事態」、後者は、「不登校重大事態」とされる。これらの原因として、いじめ（疑いも含む。）が確認されれば、「組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」を実施する。

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ児童への「心のアンケート」を年に3回実施（5月、10月、2月）し、教育相談後、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する情報交換や共通理解を図る。心のアンケートは、6年保存とする。
- (3) いじめ未然防止に関する取り組みを見直すため、教職員の話し合いやアンケートなどを適宜実施して、検証する。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を随時実施し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は、ホームページに掲載するとともに、PTA総会等で保護者へ概要を知らせる。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】

